

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得の特別控除制度（留保金額の 32%相当額）の適用期限を平成 24 年度末までの 2 年間延長する。</p> <p>（租税特別措置法第 61 条）</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲500 百万円の 内数）

(1) 政策目的

生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。

(2) 施策の必要性

日本経済は下げ止まりを見せているが、生活衛生関係営業の業況判断DI（▲34.6＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期）は非常に低調であり、経営環境を取り巻く状況は依然として厳しい。生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。

消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要があるとあり、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。

また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。

本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。

新設・拡充又は延長を必要とする理由



		<p>(消費生活協同組合等)</p> <p>留保所得額</p> <p>平成23年度 312百万円</p> <p>※厚生労働省調べ</p>
	<p>要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>生活衛生関係営業の業況判断 DI については、▲42.5%(株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成21年4-6月期)から▲34.6(平成22年4-6月期)で7.9%改善しており、本税制措置を活用した内部留保水準の引き上げにより、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>消費生活協同組合等の内部留保が行われ、財務基盤の強化が図られている。組合事業は営利性があるものではなく、剰余が発生しにくいものとなっているため、引き続き本税制措置により組合の経営の安定化を図る必要がある。</p>
相 当 性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	—
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として1,400億円(H22)を確保するとともに、貸付制度の充実を図る(消費生活協同組合等は融資制度対象外)。</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>生活衛生関係営業を営む者に対して株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を図る(消費生活協同組合等は融資制度対象外)。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していくためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保水準の引き上げ等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>消費生活協同組合等の財政的基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策を講じる必要があり、引き続き本措置を適用することが不可欠である。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機づけを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

(生活衛生同業組合等)

		利益を積立している組合等	利益積立金残高(百万円)	当期留保所得金額(百万円)
平成17年度	組合	31	3,746	595
	連合会	1	398	115
平成18年度	組合	31	4,199	321
	連合会	1	446	62
平成19年度	組合	31	4,631	326
	連合会	1	492	63
平成20年度	組合	31	5,104	299
	連合会	1	559	115
平成21年度	組合	31	5,626	275
	連合会	1	634	210

(消費生活協同組合等)

	利益を積み立 ている組合 等	利益積立金 残高	当期の留保所 得金額
17年度	128	5,367	770
18年度	115	5,524	189
19年度	123	7,357	104
20年度	107	4,201	53
21年度	109	4,007	312

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

(生活衛生同業組合等)

生活衛生関係営業の業況判断DIについては、▲42.5%(株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成21年4-6月期)から▲34.6(平成22年4-6月期)で7.9%改善しており、本税制措置を活用した内部留保水準の引き上げにより、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。

(消費生活協同組合等)

消費生活協同組合等の内部留保が行われ、財務基盤の強化が図られている。組合事業は営利性があるものではなく、剰余が発生しにくいものとなっているため、引き続き本税制措置により組合の経営の安定化を図る必要がある。

前回要望時の達成目標

利益の内部留保を行う組合数及び積立額の増加。  
ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに転じる必要がある。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、中小企業者である一部の生活衛生関係営業者及び消費生活協同組合等の経営基盤の安定化が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。

これまでの  
要望経緯

創設年度 昭和39年  
期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）